

日程第二十 陳情第五号

記帳義務法制化反対に関する陳情書

(審査報告)——不採択・三八二

日程第二十一 請願第五号

老人保健法案反対に関する請願書

(審査報告)——採択・三八六

日程第二十二 議案第二百二十七号

福生市下水道使用料条例の一部を

改正する条例・三三八

日程第二十三 議案第二百二十八号

「老人保健法案」反対に関する意

見書——原案可決・三九六

日程第二十四 陳情第九号

朝鮮の自主的平和統一に関する陳

情書・三九八

日程第二十五 閉会中の継続審査申し入れについて・三九九

日程第二十六 特定事件の継続調査について・四〇〇

閉議・閉会・四〇一

第四回福生市議会 定例

会会議録(第十五号)

昭和五十六年十二月 八日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が招集された。
出席議員は次のとおりである。

一番 石川 慶一郎 君	二番 仲 村 清 信 君
三番 加藤 謹之助 君	四番 高 水 惣 八 君
五番 東 浦 春 浪 君	六番 村 尾 栄 次 君
七番 森 田 治 男 君	八番 山 崎 繁 三 郎 君
九番 小 野 沢 久 君	十番 遠 藤 洋 一 君
十一番 原 敏 子 君	十二番 松 山 武 清 君
十三番	十四番 村 野 武 男 君
十五番 鈴木 藤次郎 君	十六番 末 次 性 男 君
十七番 田 村 市 郎 君	十八番 東 田 正 治 君

十九番 宮沢良一君
二十番 指田保雄君
二十一番 小林菊三君
二十二番 負井喜代次君
二十三番 関米吉君
二十四番 塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堺仁七君

一 欠員は次のとおりである。

なし

第四回臨時市議会

会合編纂(第十五号)

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事 議長 市川昭利君
議事 議長 大内博之君
議長 市川昭利君
議長 大内博之君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田村匡雄君
副市長 長田村匡雄君
収入役 高水求君
企画財政部長 生子国利君
市民部長 井上久男君
建設部長 内田和雄君
監査委員事務局長 森田武君
局長事務取扱 森田武君
選挙管理委員会事務局長 篠崎寛君
福祉部長 須崎進君
教育次長 八木房雄君
総務部長 浅見裕康君
役 古谷徳男君
役 森田猛君
役 浅見裕康君
役 須崎進君
役 八木房雄君
役 篠崎寛君

整理事業会計決算認定について

昭和五十五年度福生市下水道事業会計決算認定について

一 本日の議事日程は次のとおりである。議日 十二月八日(火) 午前十時

昭和五十六年第四回臨時市議会臨時会議事日程

昭和五十六年第四回福生市議会定例会議事日程

開議日時 十二月八日（火）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第四百四号

福生市組織条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第四百五号

福生市職員定数条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第四百六号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第四百七号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第四百八号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第四百九号

福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第四百十号

福生市民会館条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第四百十一号

福生市地域会館条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第四百十二号

福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第四百十三号

福生市民体育館条例の一部を改正する条例

日程第十四 議案第四百十四号

福生市福祉事務所設置条例

日程第十五 議案第四百十五号

福生市道路占用料徴収条例

日程第十六 議案第四百十六号

昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第四号）

日程第十七 議案第四百十七号

昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）

日程第十八 議案第四百十八号

昭和五十五年度福生市一般会計決算認定について

日程第十九 議案第四百十九号

昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第二十 議案第四百二十号

昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計決算認定について

日程第二十一 議案第四百二十一号

昭和五十五年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第二十二 議案第四百二十二号

昭和五十五年度福生市受託水道事業会計決算認定について

開議日時 十二月八日（火）午前十時

- | | | |
|--------|------------------------|------------------------|
| 日程第二十二 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第二十一 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第二十 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第十九 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第十八 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第十七 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第十六 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第十五 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第十四 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第十三 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |
| 日程第十二 | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） | 議案第百一十一号 福生市受用水取費率案（決） |

午前十時 開会・開議

○議長（末次性男君） たいまから昭和五十六年第四回福生市議会定例会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長（末次性男君） 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

- 会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において
- | | |
|-----|--------|
| 十七番 | 田村 市郎君 |
| 十八番 | 東田 正治君 |
| 十九番 | 宮沢 良一君 |
- 以上三名を指名いたします。

○議長（末次性男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般

の報告をいたします。

(森田議会事務局局長報告)

- 一、昭和五十六年第四回福生市議会定例会の招集について(別添参照)
- 二、議案の送付について(別添参照)
- 三、請願の受理について(別添参照)
- 四、意見書の受理について(別添参照)
- 五、議事説明員の委任について(別添参照)
- 六、議案説明員の出席要求について(別添参照)
- 七、昭和五十六年七月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 八、昭和五十六年八月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 九、昭和五十六年九月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 十、昭和五十六年十月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 十一、昭和五十六年度第二回定期監査の結果について(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、去る十二月二日午前九時から全委員の出席のもとに開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告をいたします。

まず日程でございますが、事務局より一般質問の通告者は七名であり、議案は市長から提出されている条例の一部改正十件、同じく条例の全文改正、新設おのの一件、補正予算二件、五十五年度の決算認定五件の計十九議案である旨の報告がありました。

日程の順序については、お手元に御配付のとおり一般質問を最初にお願いをいたし、条例、予算、決算の順にお願いすることいたしました。

また、議案の取り扱いにつきましては、別紙付託表のとおりすべての議案をおのの委員会に付託することいたしました。特に昭和五十五年度福生市一般会

計決算につきまして、特別委員会を設置して御審議をお願いすること、委員会としては了承しております。

次に、会期であります。一般質問の通告時間、議案の審議時間を勘案し、本日と翌九日を本会議としてお願いいたし、委員会の審議日程等を考慮した結果、おき元の会期案のとおり十二月二十二日までの十五日間と決定した次第でございます。

なお、全員協議会につきましては、理事者から三件の申し出があり、議会側としても御協議をお願いする事案がありますので、一般質問終了後、議案の審議に入る前に開催することいたしました。ただし、理事者からの協議事項のうち、議員、職員、の期末手当につきましては、職員組合との関係から提出できる時期がずれた場合は議案審議の途中、仕切りのよい時点で全員協議会を開催することいたしました。以上でございますが、今次定例会は本年最後の議会でございますので、議員各位の御協力により、有終の美が飾れますよう切にお願い申し上げまして御報告いたします。

○議長（末次性男君）以上で委員長長の報告は終わりました。

お認りいたします。

会期については、ただいま委員長から報告されたとおり、十二月八日から十二月二十二日までの十五日間と決定いたしましたと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって会期は十五日間と決定いたしました。

○議長（末次性男君）日程第三一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。十一番 原 敏子君。

（十一番 原 敏子君 登壇）

○十一番（原 敏子君）一般質問をさせていただきます。

まず、保育行政について。その一点、保育料についてお尋ねいたします。

私たちの生活は、物価高と不況の中でかつてなく苦しくなっています。そのような状況の中で、公費料金である保育料を五十七年度より値上げをするということ

に私は強く反対する者です。夫だけの給料では生活が苦しい。そして、女性としても社会に何らかの貢献をしたいという多くの働く婦人の声を十分に聞かず、また強く市民の声も聞かない保育料の大幅値上げは許せません。

そもそも保育料は使用料として考えられるべき性質のものであります。保育所は地方自治法第二百四十四条にいう公の施設です。地方自治体は、地方自治法第二百五条により公の施設の利用者から使用料を徴収できるとして、したがって、保育料は公の施設である保育所の利用に対する反対給付としての使用料であります。しかし、現在厚生省は、保育料は負担金であるこの見解を示しています。保育料が負担金であるとするれば、それは行政法学という受益者負担金に当たります。受益者負担金とは、特別の利益を受ける者に対して課せられるものです。保育所の入所利用は医療、教育、老人対策、住宅対策などともに平均的な国民が日常必要とし、または生涯のある時期に必ず必要となる施策であり、憲法第二十六条の教育を受ける権利や第二十五条の生存権の実現を図ることですから、それが特別の利益に当たるとはとうてい言えません。

なお、現実には、保育に欠ける子供の一部分だけが保育所を利用できるようにす

ぎないから、保育所に入所できなかった者は、入所できない者に比べて特別の利益を受けているということば言えません。なぜなら、保育に欠ける子供が保育所に入所できないこと自体が本来違法だからです。

以上述べましたように、保育料は使用料として考えられるべきだと私は思っています。今回、保育料の値上げにあたりまして専門委員会に諮問されまして、その答申が出されております。この専門委員会でのような討議がされたのか、また市長はこの答申を受けてどう考えられているのかを質問いたします。

保育行政の二点目。都立保育園の移管についてお尋ねいたします。

都立保育園の移管については、当市議会においても超党派による反対の意見書を提出しております。その後、九月八日に東京都の福祉局次長が福生市を表敬訪問したと聞いております。また、十一月の十日から十一日、十二日とこの三日間にも個別協議が行われたとも聞いておりますが、都立保育園の職員や父母の皆さんは署名などに取り組まれて移管に反対を表明されております。

現在、都立保育園移管に対して、東京都の動向やまた市長の考え方をお聞きいたします。

二点目、健康センターについて。

健康センターは、市民四万九千人の健康を考え予防する施設であります。健康センターの事業は御承知のように乳児検診から始まりまして老人検診、予防接種業務などを数多く取り扱い、文字どおり市民の生活と健康を守る大事な施設でございます。市民の皆さんからも健康センターに対する期待の声や要求なども数多く寄せられています。

ところが、現在福生市健康センターの職員は四名です。十月に係長の退職に伴い、保健婦もゼロとなつてしまいました。その後、いまだに保健婦の採用はされていません。他市二十五市を見ましても、四人の職員しか配置されていない所は、福生市と田無市だけで最下位であります。先ごろ、厚生委員会で視察に行きました福井県の武生市では、保健センターに保健婦だけでも六名置いています。この武生市の人口は六万人です。市民一人に一人の割合で保健婦を置き、予防業務に励んでおられます。

私は、市民生活の源である市民の健康施策について、市長の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。今後市民要求はますます多様化していきます。

市民の健康と生活を守る本来の健康センターのあり方をお聞かせください。

以上、二項目三点にわたり、私の一般質問といたします。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 原議員さんの御質問に対してお答えいたします。

最初に保育行政のうちの保育料の件でございますが、当市の保育園については、昭和五十一年の四月に改正して以来六年間も据え置きしたわけでございますが、本来は保護者から徴収すべき保育料と市の規則との間になりの差が出ております。そのために、年々多くの財源が充当されている現状を見ますと、どうしてもこの辺で見直しが必要だというふうに考え、このたび八人の市民代表からなる保育料専門委員会にそのあり方を諮問したわけでございます。

十一月の二十日にその答申を専門委員会から受けましたが、適切な応分の負担が必要であり、他市町村との比較をしても昭和五十七年度は、国の徴収基準に対して約五〇%程度に改正する必要があると。また、昭和五十六年度以降も国の徴収基準にスライドする方式を打ち出し、国基準の五〇%を基本に、社会情勢、財政状態を考慮の上、逐次近隣市町と均衡をとりつつ是正していく必要があるとい

うことをごさいます。

これらの内容につきましては、慎重に検討いたしましたか、基本的な考えが低所得者には薄く、高所得者には厚く負担を求める仕組みになっており、他市の状況並びに市の財政力を見ると改定もやむを得ないと考え、昭和五十七年度は、その答申の内容を尊重し、国の徴収基準の五〇％程度に改定する方針でございます。また昭和五十八年度以降のあり方についても答申の内容を尊重していくつもりでございます。

次に、都立保育園の移管についてでございますけれども、都立保育園の移管問題につきましては、先の六月の議会におきまして、反対の意見書が議決され、都知事に送付されているわけでございますが、その後、市民からの反対の要望書も出されております。私といたしましても、市民の皆さんにこの問題について不安を与えないことが一番大切なことであり、福生市の実情から判断しても、現在のあり方が最もよいものと考えておりますので、今後も引き続きこのような方法でいきたいと思っております。

健康センターについて、健康センターを中心として市民の健康に対する市長の考え方ということでございますが、私も市民の健康について常に配慮し、基本構想に従

って実施可能なものから逐次事業を行ってまいりたいと考えております。また、これから市民の健康について一層努力してまいりたいと考えておりますが、最近の厳しい経済環境の中で、限られた財源をもって行政を施行していく中で、市全体における事業のバランス等十分に検討しながら、さらに一歩進んで健康対策に応じていきたいと考えております。

保健婦の採用については、予定している保健婦の都合によりまして、来年の四月から採用を予定しておりますので、いましばらくの間猶予をいたさきたいと思っております。

○福祉部長（須崎 進君） 自席からお許しをいただきます。保育料専門委員会の審議経過について御説明申し上げます。

審議につきましては四回いたしました。第一回目、十月の十三日でございます。第一回目におきましては、会長、副会長の互選、それから市長からの御諮問をいたしました。以下資料の説明をいたしましたわけでございます。資料につきましては、保育料の仕組みでございます。財政の負担の状況等を御説明を申し上げたわけでございます。

第二回目につきましては、十月三十日に会議をお開きいただきました。保育料の改正案につきまして第一回目のときに、市の方をいたしました。どの程度の改定を考

光っているのかということでもございましたので、近隣の状況を見まして大体六〇%ぐらいの費用を御提出申し上げたわけでございます。それを御審議いただきまして、委員の中からいきなり六〇%というのは非常に高過ぎるのではなからうかという御意見もございましたので、保育料の改定案としまして五〇%の保育料の値上の資料を示すよう事務局に命じてありましたので、五〇%の改定案について二回目に審議をしていただいたわけでございます。第二回におきましては、先ほど市長が申し上げましたようにこれを了いたしましたので、答申案の作成について協議がされたわけでございます。

第三回目につきましては、十一月十一日に答申案について協議をいただきまして答申案の作成をいたしましたわけでございます。

第四回目としまして、十一月二十日に答申案の決定を見まして市長に答申をいたしました経過がございます。

以上が審議の経過でございます。

○十一番（原 敏子 君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

保育料についてですが、私の質問が専門委員会どのような協議されたかということを質問したわけですから、いま詳しくお聞きいたしますして、市長の方針も聞かせ

ていただいたわけですが、いま市長が国基準の五〇%程度を福生市の保育料としたいと五十七年度が答申でそうなってますけれども、五十八年度以降もそのようにしていきたいというようなことを最後の方に言われたと思うのですけれども、そういうことをこれから、言ってみれば、五十八年、五十九年も国基準の五〇%程度を福生市の保育料としては、市民から取っていくということを言われたのか、そこをもう一度、再度確認しておきたいので、まず一点目として聞かせてください。

それと私は、今度の諮問に対して、市長はこういうふうな諮問の中身として保育料のあり方を諮問されたのではないかと思うのです。言ってみれば、五十七年度の保育料の徴収基準について専門委員会を設置して決められたので、そういうふうに専門委員会の中で、五十八年度以降の保育料についてこういうふうにするべきなというふうな意見があったというふうにいまの市長の答申で聞かされたのです。今後、五十八年度以降から保育料の皆さんのおっしゃる改定ですね。私たちが思う値上げですけれども、それについては今後専門委員会をやらないうで、この専門委員会の中で答申された、それに基づいて毎年、毎年やっていくように聞かせるのですけれども、それは、そもそも今回の保育料専門委員会を設置したときからの時点とは、ちよつとかけ離れるのじゃないかと思うのですけれども、そ